

I 高齢者虐待とは

① 高齢者虐待の定義

平成17年11月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)が成立し、平成18年4月1日から施行されました。虐待防止法では、「高齢者」について65歳以上の者と定義するほか、「高齢者虐待」について養護者によるものと養介護施設従事者等によるものの2つに区分し、それぞれを次のように定義しています。

(1)養護者による高齢者虐待

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が考えられる)が、養護する高齢者に対して行う次の表に掲げる①～⑤の行為。

(2)養介護施設従事者等による高齢者虐待(詳細は62頁参照)

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が、サービスの提供を受ける高齢者に対して行う次の表に掲げる①～⑤の行為。

高齢者虐待の類型及び内容等

類型	内容等
①身体的虐待 (暴行)	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。 ・ ベッドに縛り付ける、身体拘束・抑制をする、意図的に薬を過剰に服用させる。 等
②ネグレクト (養護を著しく怠ること)	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他、高齢者を養護すべき(職務上の)義務を著しく怠ること。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴をさせず異臭がしたり、髪を伸び放題にし、皮膚を汚れたままにする。 ・ 水分や食事を十分に与えず、長時間にわたって空腹状態に置き、脱水症状や栄養失調の状態を招く。 ・ 室内にごみを放置するなど、不衛生で劣悪な住環境の中で生活させる。 ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを正当な理由なく制限したり使わせない。 等
③心理的虐待 (心理的外傷を与える ような言動)	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 子ども扱いした言葉を吐く、侮蔑する。 ・ 話しかけに対して意図的に無視する。 等
④性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する。 等
⑤経済的虐待 (高齢者から不当に経 済上の利益を得ること)	<p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等

※ 表中、「具体例」は、平成15年度に財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の例を参考に記述しています。

2 本県における高齢者虐待の状況と傾向

県では、虐待防止法が施行されてから高齢者虐待の状況等を毎年度調査し、その結果を公表しています。

ここでは、平成20年度に、県及び市町村で把握された「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の状況と、これまでの調査結果などから分かる傾向を明らかにします。

なお、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、虐待防止法第25条ほかにおいて、虐待の状況、虐待があった場合に講じた措置及び養介護施設等の種別、虐待を行った者の職種の公表について規定されています。

(1) 調査内容

- ① 対象 高齢者が虐待の被害者となった事例(虐待を受けていると疑われた事例を含む)
- ② 対象期間 平成20年4月～平成21年3月
- ③ 調査項目 通報件数、被虐待者の状況、虐待の種別、虐待者の状況など

(2) 調査結果

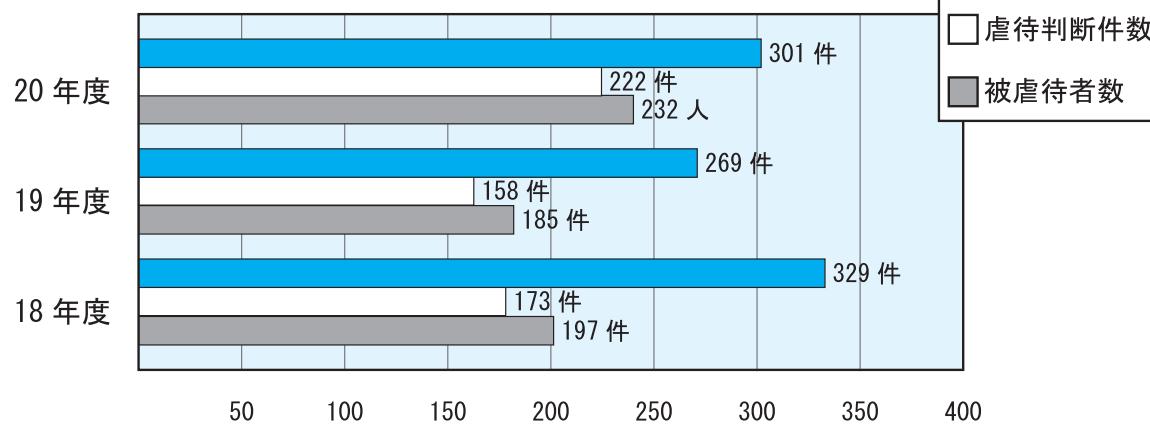
① 養護者による高齢者虐待状況の推移

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
相談・通報受理件数	301件	269件	329件
虐待を受けたと判断された件数	222件	158件	173件
被虐待者数	232人	185人	197人

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待状況の推移

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
相談・通報受理件数	0件	1件	5件
虐待を受けたと判断された件数	0件	0件	0件
被虐待者数	0人	0人	0人

養護者による高齢者虐待状況の推移



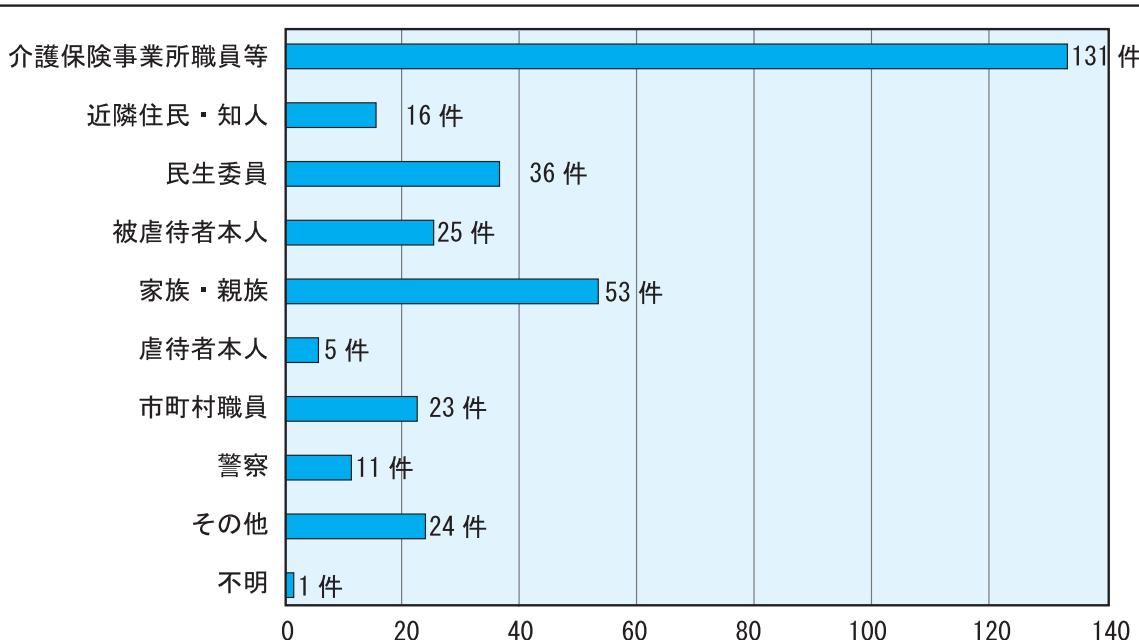
虐待防止法が施行されて3年目の平成20年度は、平成19年度と比較し、市町村への相談・通報件数が増加し、虐待を受けたと判断された件数や被虐待者数も増加しました。これは、高齢者虐待について介護保険サービス事業者や地域住民等の理解が進んだことが影響していると考えられます。

③ 平成20年度の調査結果(詳細)

次に、平成20年度中に県及び市町村で把握された高齢者虐待状況の詳細は次のとおりです。

ア 相談・通報者の種別

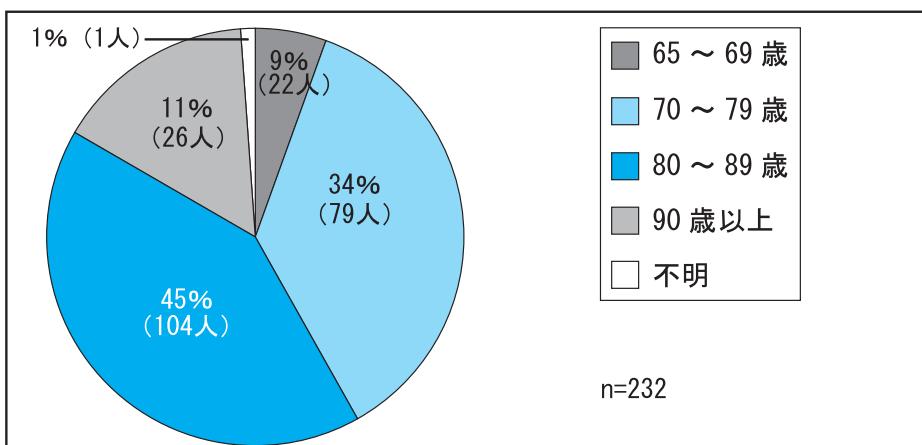
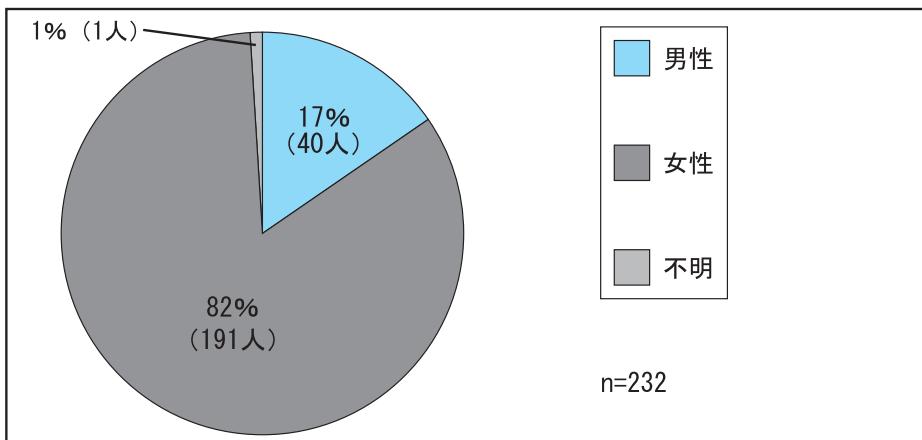
介護保険事業所職員等による相談・通報が131件と最も多く、全体(301件)の44%を占め、以下、家族・親族、民生委員の順となっています。



※ ただし、件数は重複する。

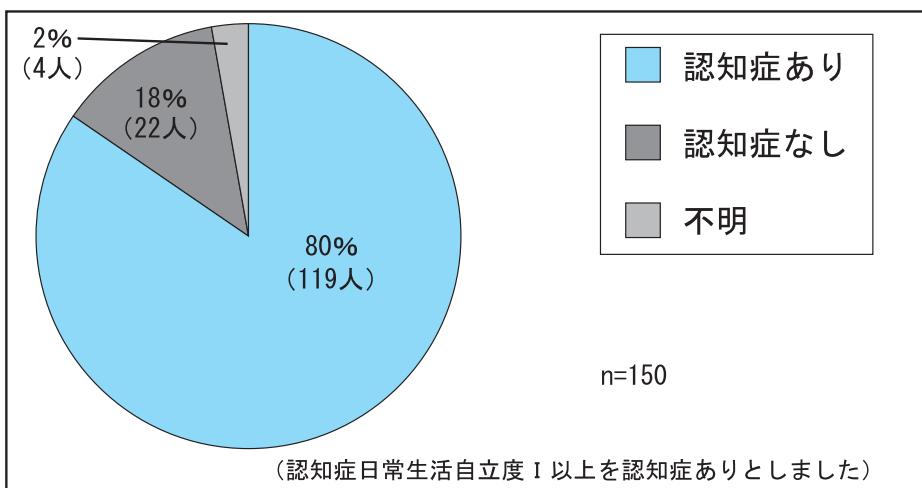
イ 被虐待者の性別及び年齢

男女別では、虐待を受けた高齢者の82%を女性が占め、年齢別では80～89歳の方が45%と最も多くなっています。



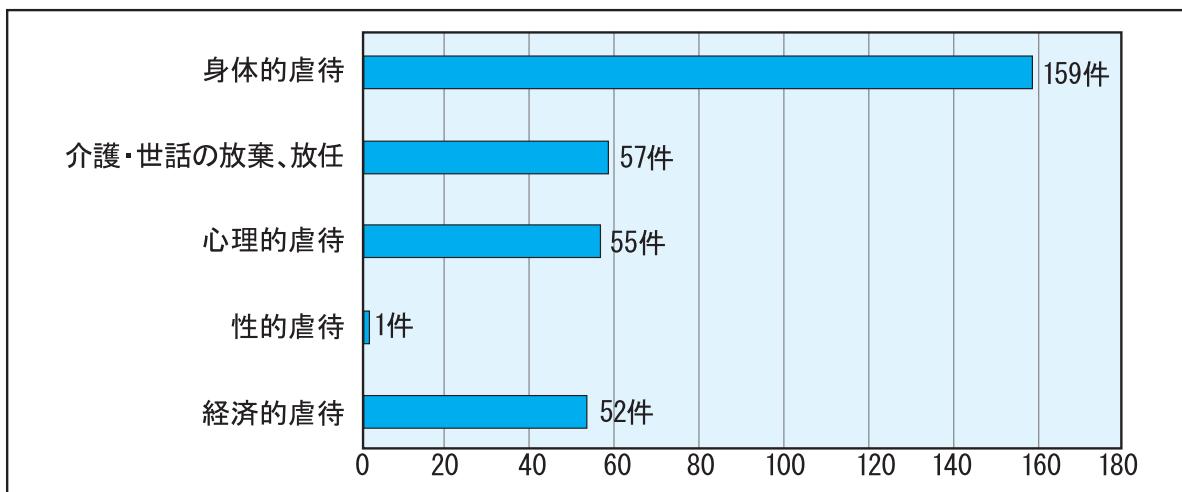
ウ 被虐待者の認知症の状況(要介護認定済の者のみ対象)

虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けているのは65%で、そのうちの80%の方が認知症ありの判定をうけています。



工 虐待の種別

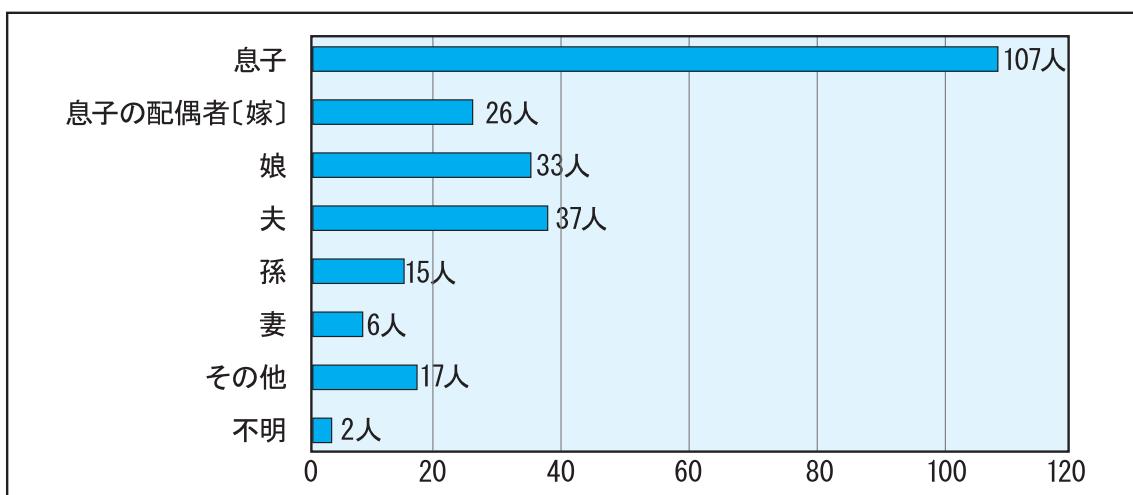
身体的虐待の件数が最も多く159件となっており、全体(222件)の72%を占めています。



※ ただし、件数は重複する。

オ 被虐待者から見た虐待者の続柄

虐待者は、実の息子が最も多く107人となっており、全体(243人)の44%を占めています。

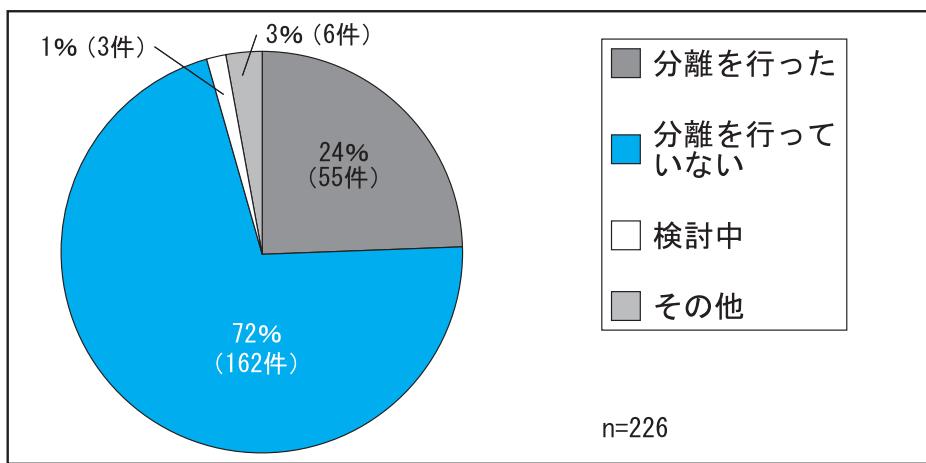


※ ただし、件数は重複する。

カ 分離の有無

虐待を受けたと判断された事例のうち、被虐待者保護のため被虐待者と虐待者を分離した事例は、全体の24%となっています。分離とは、契約により介護サービスを利用したり、老人福祉法に基づき市町村長が職権により介護サービスを利用させた場合などです。

一方、分離をしなかった場合の具体的な対応は、被害状況の改善に向けて養護者に対し助言や指導を行ったり、ケアプランの見直しを行うなどのほか、見守りといった対応も行われています。



※ ただし、件数は平成19年度の虐待判断事例のうち、平成20年度に入って対応した事例を含む。

高齢者虐待の状況は、虐待を受けた高齢者の性別、年齢、認知症の有無及び虐待の種類や虐待者の続柄など、調査が始まった平成18年度以降、ほぼ同様の傾向を示しています。

(3) 全国の調査結果

平成18年度以降、全国で把握された高齢者虐待状況のうち、相談・通報件数及び虐待判断件数の推移は下記のとおりです。

	養護者によるもの		養介護施設従事者等によるもの	
	相談・通報件数	虐待件数	相談・通報件数	虐待件数
20年度 (対前年比)	21,692件 (108.6%)	14,889件 (112.2%)	451件 (119.0%)	70件 (112.9%)
19年度 (対前年比)	19,971件 (108.6%)	13,273件 (105.6%)	379件 (138.8%)	62件 (114.8%)
18年度	18,390件	12,569件	273件	54件

※上記以外のデータは、厚生労働省のホームページに登載されています。

3 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待が発生する要因は多岐にわたっており、虐待する側、虐待される側それぞれに様々な要因が考えられます。

そのため、高齢者虐待は誰にでも起こりえるものとの認識に立ち、両者の置かれている現状などを十分理解する必要があります。こうした要因を一つひとつ改善・解消することにより、高齢者虐待の発生につながる芽を摘むよう努めましょう。

虐待される側の要因（例）	虐待する側の要因（例）	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下 ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化 ・整理整頓ができない ・判断能力の低下 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護負担による心身のストレス ・ギャンブル ・アルコール依存 ・親族からの孤立 ・潔癖症 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣、社会との関係の悪さ ・人通りの少ない環境 ・経済的な問題（貧困） ・家屋の老朽化
<ul style="list-style-type: none"> ・過去からの人間関係の悪さ、悪化 ・個人の性格 ・借金、浪費癖 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病、障がい ・精神不安定 ・相談者がいない など 		